



平成 23 年 9 月 7 日

各 位

会 社 名 : 株式会社 fonfun

代表者名 : 代表取締役社長 林 和之
(JASDAQ コード番号 : 2323)

問合せ先 : 取締役執行役員経営管理部部長 八 田 修 三
(TEL : 03-5357-0303)

答弁書と課徴金について

当社は、平成 23 年 8 月 25 日付で「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」にて開示しており、課徴金についての審判手続開始決定通知書を金融庁長官より受領しておりますが、検討の結果、本日、同通知書に記載された金融商品取引法第 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出いたしました。今後当社は、金融庁からの納付命令に従い、当該課徴金を納付いたします。

納付すべき課徴金の金額 金 19,630,000 円

当社はこの度の事態を真摯に受け止め、今後の再発防止並びに信頼回復に努めてまいります。株主の皆様をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

(ご参考) 証券取引等監視委員ホームページ掲載事項

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110825-1.htm

以上